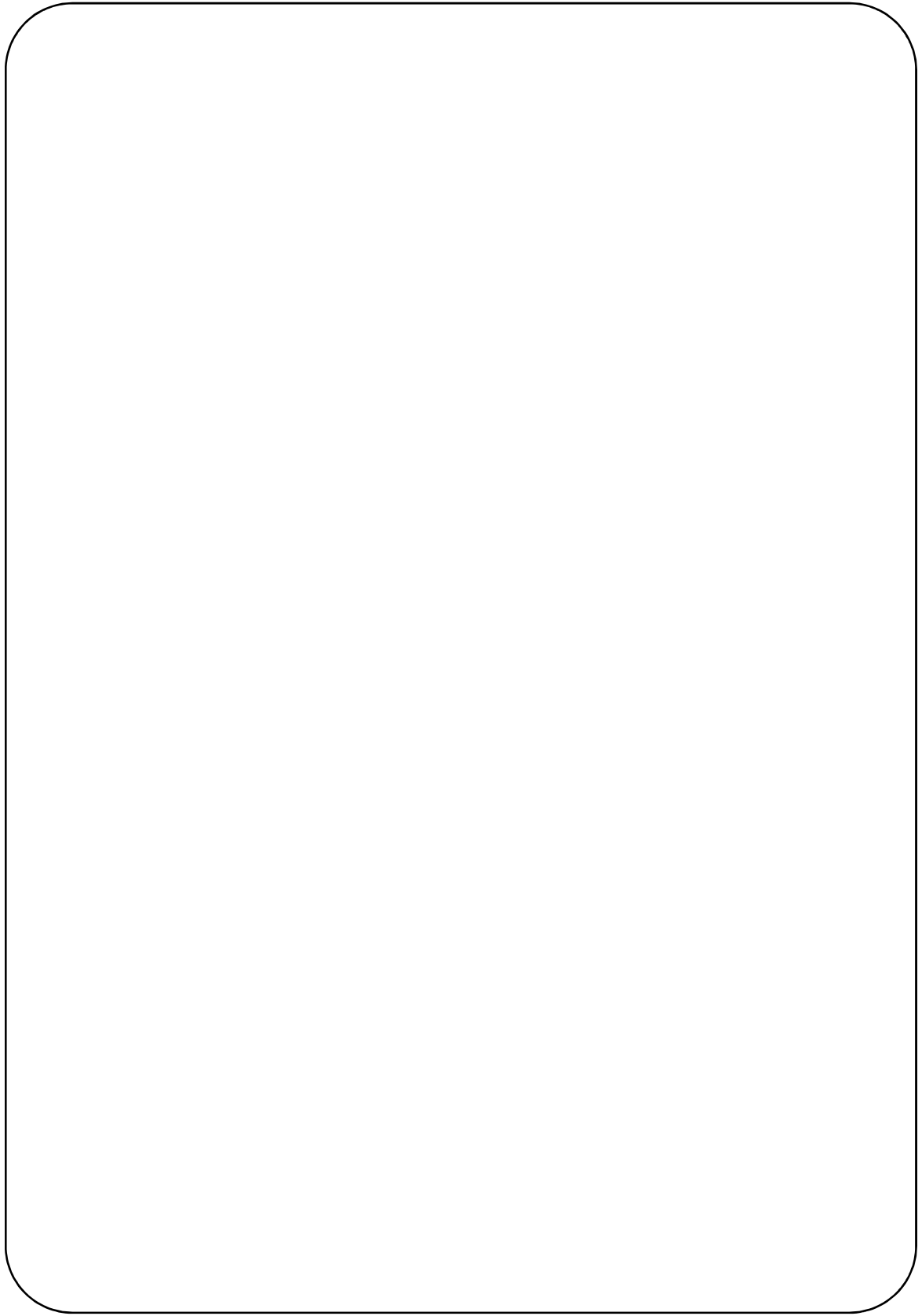


第3次草津市環境基本計画（案）

～ 環境文化を礎に持続可能な社会を築く ～



目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画の策定根拠と位置づけ	1
2. 計画の対象範囲	2
3. 計画の期間	3
4. 環境づくりの行動主体	3
5. 計画の進捗管理と評価	4
第2章 「環境文化」のこれまで	5
1. まちの成り立ち	5
2. 都市化と公害対策の時代	5
3. 環境文化の芽ばえ ～環境に配慮する社会への広がり～	6
4. 環境文化の広がり ～市民と行政のパートナーシップのもとでの“協働”～	6
第3章 環境を取りまく現状及び国内外の取組	9
1. 草津市域の現状と課題	9
2. 第2次草津市環境基本計画の成果と課題	10
3. アンケート調査・ヒアリング調査結果	13
4. 環境の現状及び社会情勢	17
5. 国際的な動き	21
6. 国の環境政策	22
7. 県の環境政策	22
第4章 めざす環境像と基本方針	23
1. めざす環境像	23
2. 基本方針	25
3. 環境づくり行動の原則「協働」	27
第5章 環境文化を高める取組	28
1. 重点事業	28
2. 施策の体系	32
3. 基本方針ごとの施策	33
(参考資料)	53
1. 草津市の環境をとりまく現状	54
2. コラム	63
3. 用語解説	66
4. 策定の経緯	70
5. 審議会委員名簿	71
6. 諮問・答申	72
7. 条例	72

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の策定根拠と位置づけ

平成5（1993）年、国においては、日本の環境政策の根幹となる「環境基本法」が制定され、その中で環境保全に関する地方公共団体の責務について規定されました。

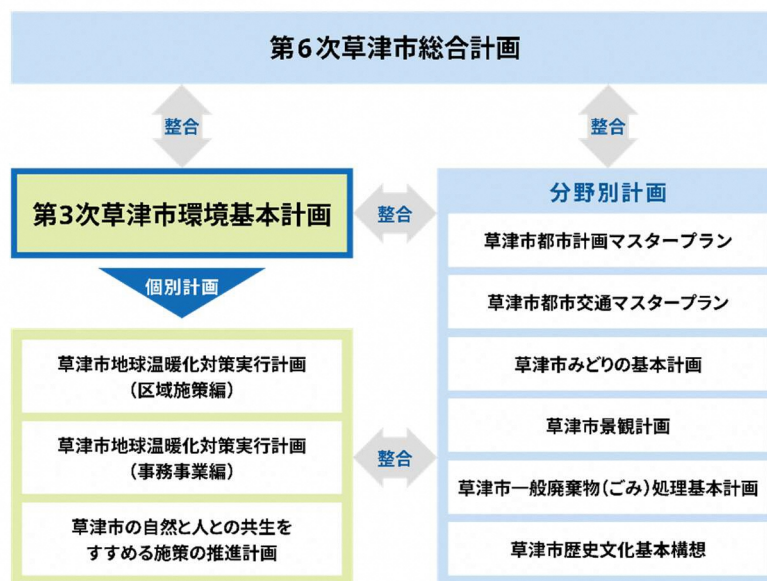
草津市においては、平成10（1998）年に「草津市環境基本条例」を施行し、その第8条には、環境基本計画の策定義務を定めています。この条例に基づき、平成12（2000）年度に草津市環境基本計画を策定し、平成23（2011）年度には第2次草津市環境基本計画を策定しました。

令和2（2020）年度に第2次草津市環境基本計画の計画期間が終了することから、環境課題の変化や社会情勢の変化を踏まえて、第3次草津市環境基本計画（以下、「本計画」とする）を策定するものです。

この度、草津市では、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年間を計画期間とする「第6次草津市総合計画」を令和3（2021）年3月（※予定）に策定しました。この第6次草津市総合計画では、「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐふるさと 健幸創造都市 草津」（※案）をまちの将来の姿として描いています。

本計画は、この将来像の実現に向けて“環境”の側面から推進するための基幹計画です。その他、本市の他の計画やあらゆる部局で実施する施策などについては、環境分野において整合を図るものとします。

なお、本計画は、「草津市地球温暖化対策実行計画」や、「草津市の自然と人との共生をすすめる施策の推進計画」の上位計画として位置づけます。



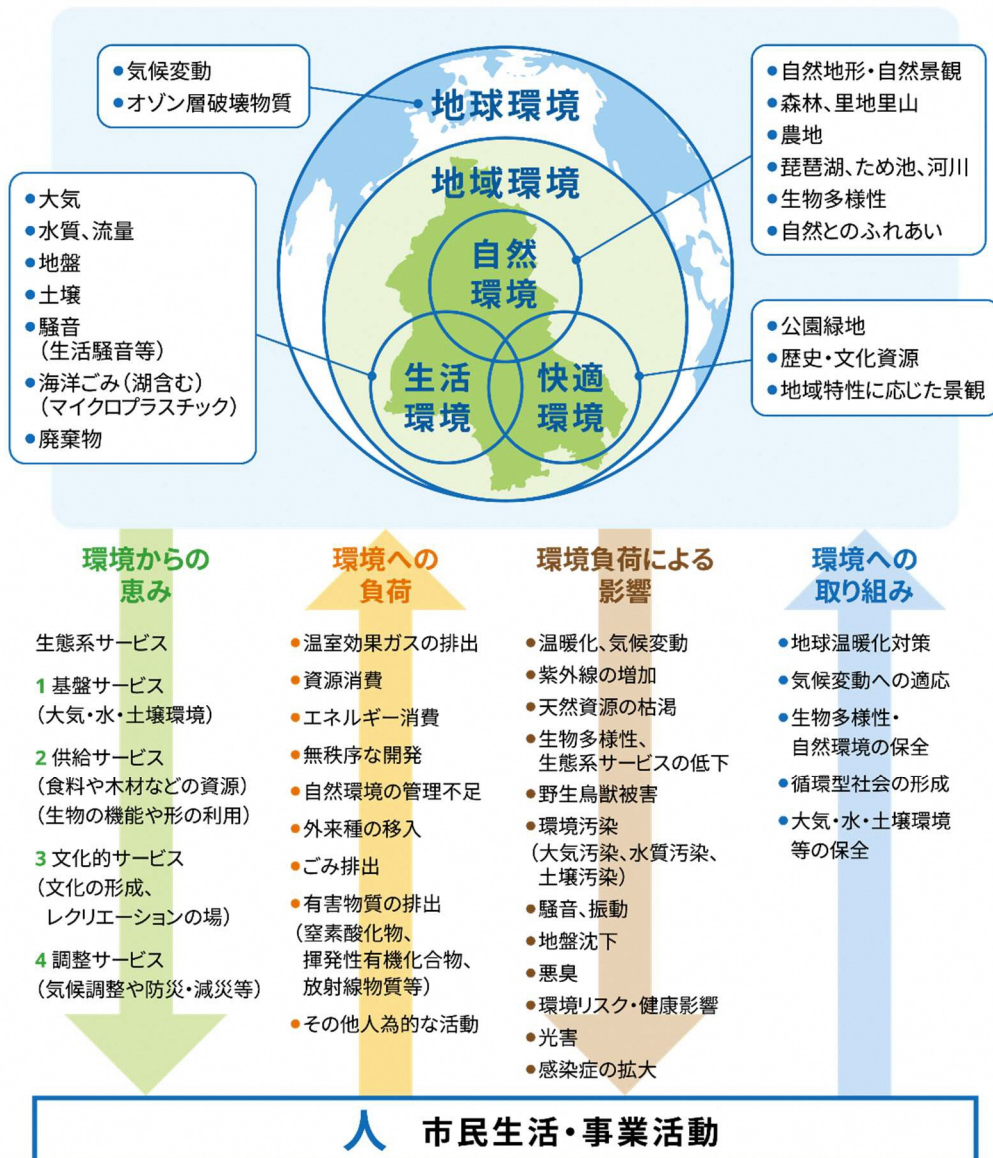
計画の相関図

2. 計画の対象範囲

(1) 計画が対象とする「環境」

本計画が対象とする環境の範囲は、地域の「自然環境」、「生活環境」、「快適環境」および、それらすべてを支える「地球環境」とします。

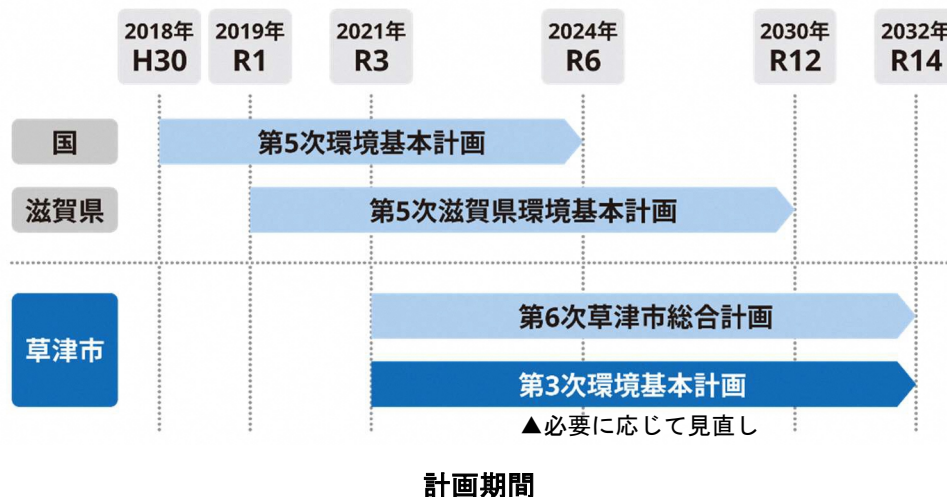
また、地球環境に影響を及ぼす「環境への負荷（資源消費、エネルギー消費等）」や、その原因になっている「市民生活・事業活動」も本計画の対象とします。



計画の対象範囲

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、第6次草津市総合計画と併せ、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年間としますが、途中、国等の計画改定と整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。



4. 環境づくりの行動主体

環境づくり行動の主体は、草津市で生活し、活動する個人や団体としての「市民・地域」、市内で事業活動を行う「事業者」、および「行政」の3つに大きく分けて捉えます。

なお、市外からの通勤・通学者、観光客等は「市民・地域」に、大学などの研究機関は「事業者」に、また、国や滋賀県などの行政機関等については「行政」に含むものとします。

5. 計画の進捗管理と評価

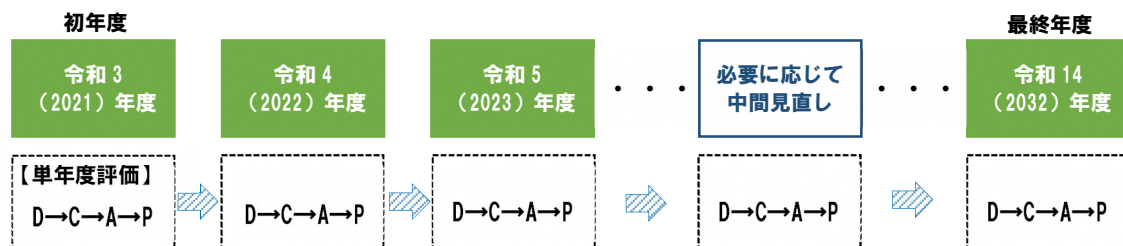
この計画に定めた施策の取り組みについては、PDCA サイクルのもとで、その進捗を管理するものとします。

※PDCA サイクルとは、PLAN (P:計画)、DO (D:推進)、CHECK (C:点検・評価)、ACTION (A:改善策) の流れを繰り返すことで、計画の実効性を高める考え方です。



PDCAサイクルのイメージ

また、施策の達成評価を含めた計画の進捗管理については、毎年、草津市環境審議会 で検証し、その結果については、「くさつの環境」(3年毎に発行)や市ホームページなどを通じ、広く市民に公開していくものとします。



草津市環境基本計画の進行管理イメージ

第2章 「環境文化」のこれまで

「環境文化」は、「常に環境への興味・関心を持ち、その大切さを知り、環境と自分の行動との関わりを理解し、そして身の回りの小さなことから取り組む姿勢と行動力を持つこと」を表現しています。

ここでは、都市化、公害対策の時代を経た草津市の成り立ちと、草津市の環境文化について説明します。

1. まちの成り立ち

草津市の歴史は古く、琵琶湖岸周辺には縄文時代以降、人々の活動を示す数多くの痕跡がみられます。奈良時代になると、史跡瀬田丘陵生産遺跡群野路小野山製鉄遺跡のほか、市域南部で活発な生産活動が行われてきました。



史跡瀬田丘陵生産遺跡群野路小野山製鉄遺跡

市域（南笠・野路・矢倉付近）には古代より官道（東山道）が通り、江戸時代には東海道と中山道が合流する交通の要衝として発展し、大名などの往来に利用された史跡草津宿本陣が現存します。このようななか、市域では街道沿いや平野部の田園地帯の随所に集落が営まれます。そのほとんどは米作中心の農村でしたが、湖辺の集落では半農半漁の村もあり、市域北西部の湖辺の田園地帯には琵琶湖に通じる水路（クリーク）が縦横に通じていました。

このような景観は、江戸時代から高度経済成長期まで大きく変わることはなく推移してきました。

2. 都市化と公害対策の時代

昭和 40 年代からは、国土交通幹線となる鉄道・道路が集中して整備されるに伴い、丘陵地を中心に工場が、丘陵地から平野部にかけて住宅地が急速に開発されました。

昭和 40 年代後半になると、草津市は滋賀県を代表する工業都市として発展するに伴って、企業活動の影響による公害問題が発生しました。草津市役所では公害対策係、公害分析室を設置して対応に当たりました。環境問題に対する市民意識が初めて大きな高まりをみせたのが、この時期です。

同じ時期、滋賀県南部を中心に京都・大阪など大都市周辺のベッドタウンとしての役割が強まったことで、琵琶湖流域への大きな人口流入があり、琵琶湖には大量の生活排水が流れ込んだことにより、湖水の富栄養化を招きました。その結果、水道ろ過障害、水道水の異臭等につながり、昭和 50 年代以降には赤潮が発生するに至りました。



滋賀県淡水赤潮の発生現場
(出典：滋賀県提供)

3. 環境文化の芽ばえ ～環境に配慮する社会への広がり～

琵琶湖の水質問題が広く注目されるようになって、「水質悪化の有力な原因は、合成洗剤に含まれるリンである」との認識も広まり、市民運動が活発化しました。

けん引役は「草津市合成洗剤対策市民運動協議会（後の草津市水環境を守る市民運動協議会）」であり、リンを含まない“石けん”の普及を強力に推進しました。この“草津市の石けん運動”は、今もわが国の環境づくり市民運動のさきがけと言われています。

その活動は滋賀県全体に広がり「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例（昭和54（1979）年）」の制定、昭和59（1984）年の「第1回世界湖沼会議」の大津市開催、その後の草津市への国際湖沼環境委員会（ILEC、昭和61（1986）年）、国際連合環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC、平成4（1992）年）の設置など、世界規模での環境づくりの礎の確立にも結びつきました。

草津市も、草津市水環境を守る市民運動協議会とともに早くから生活排水対策に注力してきました。生活排水の環境負荷を軽減するために、微細目ストレーナーと三角コーナーを開発し、安価で提供することで、市民運動と連携しながら普及に努めました。

なおその後、県立琵琶湖博物館、市立水生植物公園みずの森などの魅力ある環境関連施設や JR 南草津駅や立命館大学びわこ・くさつキャンパス開設等のさらなる整備・集積も進みました。



微細目ストレーナー

4. 環境文化の広がり

～市民と行政のパートナーシップのもとでの“協働”～

第2次草津市環境基本計画（平成28年3月改訂版くさつ環境文化プラン）では、「エコミュージアムの展開」と「くさつエコスタイルの定着と発信」をリーディング事業として位置付け、市内にある様々な施設や活動団体等と連携した体験学習プログラムの開発・実践など、環境行動を推進する仕組みをつくりました。

平成13（2001）年には、「こどもエコクラブ全国大会」の会場市となったことをきっかけに、翌年度から「こども環境会議」を開催し、令和3（2021）年度で20周年をむかえました。また、地球温暖化防止の啓発を目的に「地球温暖化防止フェア in びわこ・くさつ（平成19（2007）年）」を全国に先がけ開催し、約24,000人の来場がありました。

さらに、市民・事業者・民間団体および行政等の協働による地域の地球温暖化防止市民運動を構築することを目的とした「草津市地球冷やしたい推進協議会」を平成21（2009）年に設立しました。会員数は、設立当初の24者から、73者（令和2（2020）年4月時点）へ推移しており、地球温暖化対策に取り組む協働の輪が広がりを見せています。



年表（草津市の環境行政の歩み）



草津市の主な出来事

県内・その他の主な出来事



7月1日を「びわ湖の日」
滋賀琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例施行
琵琶湖にて赤潮発生

琵琶湖がラムサール条約湿地に登録
京都議定書採択（COP3）
滋賀県立琵琶湖博物館オープン

滋賀県「マザーレイク21計画」策定

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）

琵琶湖保全再生施策に関する計画策定
琵琶湖保全再生法施行
パリ協定採択（COP21）
SDGs採択
琵琶湖外来水生植物協議会設立

「環境文化」について

琵琶湖周辺で暮らす人々は、古くから生業や生活の中で琵琶湖の水や自然とかがわる暮らしをしてきました。しかし、昭和30～40年代の高度経済成長期以降、大規模な工場の進出や市街地に住む人の増加により、暮らしを支える環境に変化を生じさせました。

また、経済活動が飛躍的に発展し、物質的な豊かさや便利さをもたらした一方で、心の豊かさを支える社会の在り方にひずみが見られ始めました。

さらに近年の環境問題は、地球温暖化問題など地球規模のものも数多く生じ、また、経済活動や社会のあり方とも絡み合う、複雑なものとなってきています。

こうした複雑な環境問題を解決していくためには、私たちが当たり前のように続けている生活や事業活動を見直して、環境への負荷が少ないものへと変えていくことが大切です。しかし、便利さに慣れ親しんだ生活を急に変えることは容易ではありません。また、一人ひとりの努力だけでは限界もあります。

ここで、1本の木を考えてみましょう。



木は小鳥や昆虫のすみかとなり、木陰をつくって夏の暑さを和らげ、根は地下水を蓄え、葉は空気の汚れや地球環境問題の原因となる二酸化炭素を吸収してくれます。また、新緑や紅葉は季節を伝え、その姿は街にうるおいを与えてくれます。

木の葉を一枚ちぎって、これを皿にしてごはんを盛ってみましょう。自然と季節の味わいを感じることができるでしょう。そしてその葉の皿は、土にかえすことにより、水を汚すこともなく、ごみにもならず、もう一度、次の世代の生命を育むことができます。

木を植え育てることはひとつの小さな行いです。でもこれは大きな広がりを持ち多様な環境問題を解決する糸口になるのです。反対に、ひとつの行いが様々な環境問題を引き起こす原因になっていることも考えられます。環境を知り、環境に配慮して行動すれば、小さなことでも環境を良い方向へ変えていく力に成ることが分かります。

環境問題を解決していくのは、私たち一人ひとりの責任です。常に環境への興味・関心を持ち、その大切さを知り、環境と自分の行動との関わりを理解し、そして身の回りの小さなことから取り組む姿勢と行動力を持つことを「環境文化」と呼びたいと思います。この「環境文化」を草津市に根付かせ、世代を超えて手渡していくことを環境づくりの基本に置きます。

第3章 環境を取りまく現状及び国内外の取組

1. 草津市域の現状と課題

(1) 環境問題に対する市民の取組の活性化の必要性

平成 30（2018）年に環境啓発の拠点である「くさつエコスタイルプラザ」が新しいクリーンセンター内に開設され、ワークショップ等の回数も増え、環境学習の機会は増加しているものの、令和元（2019）年の市民アンケートの結果では、「地球温暖化対策に取り組んでいる」と答える割合は、30%台であり、今後も環境問題における取組の活性化が課題となっています。



りょうぶの道探索

(2) 市民一人当たりの家庭系ごみ量の増加

草津市では、「まぜればごみ。分ければ資源」をモットーに、市民・地域・事業者が協働し、ごみの分別・資源化に努めた結果、平成 26（2014）年以降ごみ量は減少していましたが、平成 30（2018）年以降、クリーンセンターの開場日時を拡大し、搬入手数料を見直したことで、市民の利便性は向上したため、粗大ごみを中心にごみの量は増加傾向にあります。環境への負荷を抑えるため、今後もごみの減量に取り組む必要があります。

(3) 農地の減少と宅地化の進展

草津市全体に占める農地（田畑）の面積は減少傾向にあります。平成 20（2008）年には、田畑の面積が住宅地の面積を上回っていましたが、平成 30（2018）年には住宅地の面積の方が多くなっています。

また、マンションなどの共同住宅が増加しており、都市化の傾向が見られます。農地の減少は進んでおりますが、残された自然（鎮守の森等）を保全・活用し、自然とふれあう機会の創出が必要です。

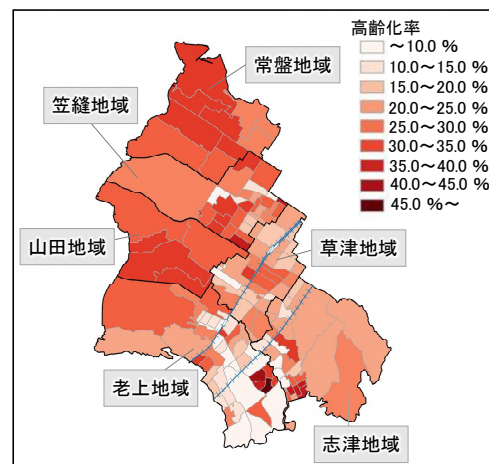
(4) 産業構造の変化

草津市内の第 2 次産業の従業者数は減少傾向にあります。平成 3（1991）年に第 3 次産業の従業者数が第 2 次産業を上回り、現在は 7 割以上が第 3 次産業の従業者となっています。飲食店や小売店等、第 3 次産業が増えたことで、市民生活に密着した騒音や悪臭等の苦情が増加傾向にあります。

(5) 人口推計と高齢化の進展

全国的に人口減少が進む中、国勢調査に基づく人口推計によると草津市の人口は 2030 年まで、増加傾向にあります。しかし、地域区分ごとの人口密度には差があり、駅周辺の地域で特に高く、湖岸側と山手側では低くなっています。

高齢化率については、全国同様に増加傾向にあり、高齢者人口は平成 2 年と比較して約 3.4



町丁字別高齢化率

倍まで増加しています。地域区別にみると、特に湖岸側の地域を中心に高くなっています。年少人口や生産年齢人口の減少は農業や漁業の担い手不足を招き、農業・漁業活動によって支えられてきた豊かな生態系に影響を与えます。

2. 第2次草津市環境基本計画の成果と課題

第2次草津市環境基本計画は、平成23(2011)年から令和2(2020)年を計画期間として、「人とひと 人と自然が織りなす琵琶湖に開かれた環境文化都市 くさつ」を目指す環境像に据えて様々な取組が進められてきました。

基本方針別に、第2次計画で定めた達成目標を基にし、成果や課題を振り返ります。

(1)基本方針1 環境学習社会づくり

達成目標1：市域において環境学習の機会が増える！

達成目標2：環境学習に参画する市民が増える！

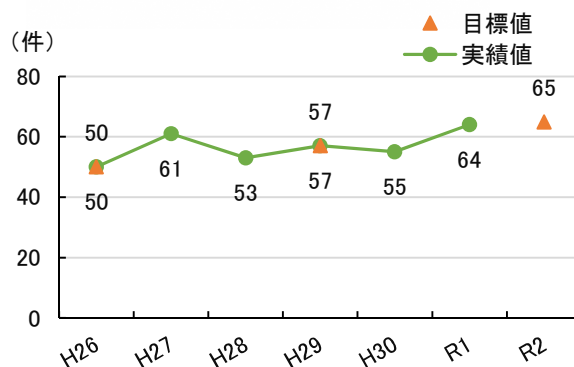
成果

- ・こども環境会議等、地域、企業、学校等が連携・協働して環境学習を取り組み、こども環境会議の参加団体数が増加しています。
- ・平成30(2018)年に環境啓発拠点として「くさつエコスタイルプラザ」を開設し、ワークショップ等、環境学習の機会は増えてきています。

課題

- ・環境学習への参加者が、環境に関心のある方が中心となっています。
- ・幅広い層が興味・関心を持って参加・参画できる仕掛けが必要です。

●こども環境会議参加団体数



(2)基本方針2 低炭素社会への転換

達成目標1：地球温暖化対策に関する市民活動が活発である！

達成目標2：地球温暖化対策に関する企業活動が活発である！

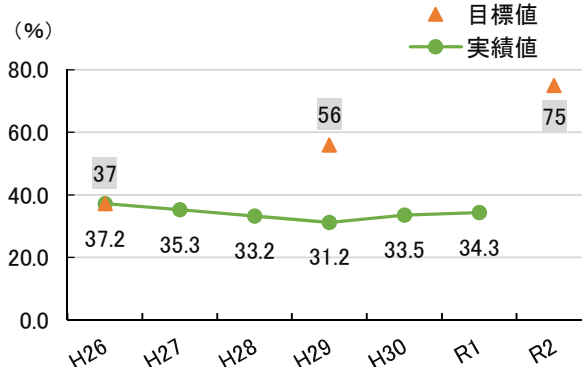
成果

- ・地球冷やしたい推進フェア等を継続して実施し、省エネ機器等の導入が進んでいます。
- ・新クリーンセンターの整備により、エネルギー回収量が増加しました。

課題

- ・温暖化対策に取り組む市民の割合は横ばい状況にあります。
- ・市民・事業所が自ら取り組む動機づけと関わり方が今後の課題です。

●地球温暖化対策に取り組む市民の割合



(3)基本方針3 資源循環型社会の構築

達成目標1：家庭からでるごみの量が減る！

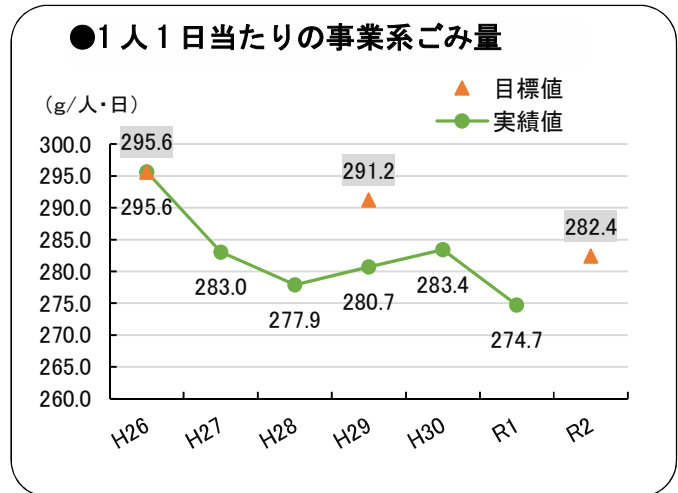
達成目標2：事業所からでるごみの量が減る！

成果

- 事業所系ごみ量は、平成 26（2014）年以降は減少傾向となり、令和元年度に目標を達成しています。
- 事業所訪問などによる指導の成果が出ています。

課題

- 1人1日当たりの家庭系ごみ量は、平成 30（2018）年以降は増加しています。
- リユースやリサイクルの一層の促進、食品ロスの取り組みなど、ごみ減量に向けた取組の推進が必要です。



(4)基本方針4 自然とともに生活する環境づくり

達成目標1：多種多様な生物が生息する空間が増える！

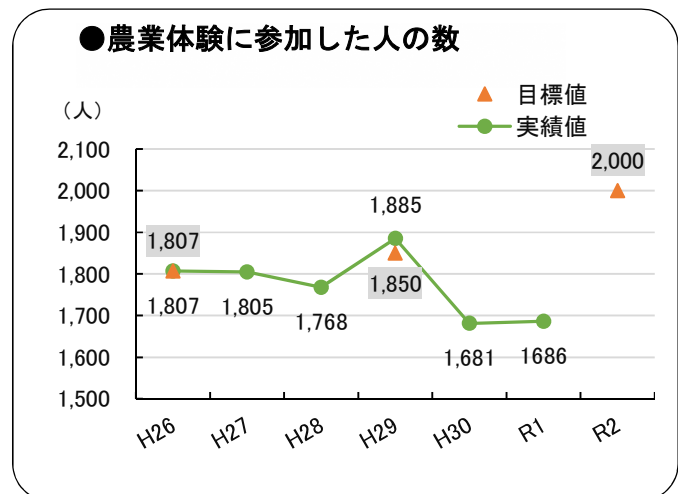
達成目標2：市内農業・農業者と交流をもつ市民が増える！

成果

- 多種多様な動物や植物が生息する、自然環境保全地区の指定が進みました。
- 企業が行政等と連携して生きもの調査等を行う「湖南企業いきもの応援団」等の先進的な生物多様性を保全する取り組みが生まれました。

課題

- 自然環境保全地区等の管理や地域の協力体制等に課題が出てきています。
- 農業体験や園芸など、多くの市民が楽しみながら参加できる仕組みづくりを行うことが必要です。



(5) 基本方針5 環境汚染・公害への適切な対策

達成目標1：環境基準が常に達成されている！

達成目標2：市内の水洗化が向上する！

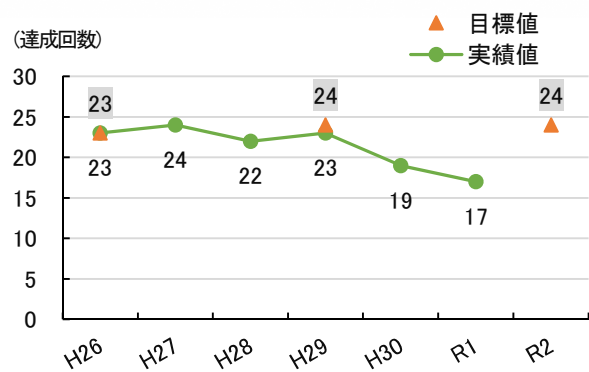
成果

- 水洗化率は、宅地開発の増加や浄化槽からの切換え等により、下水道接続人口の割合が増加し、目標値を達成しました。

課題

- 河川の水質については、冬場に環境管理基準を超過している傾向があります。
- 今後、原因調査も含め、継続した河川の調査・監視が必要です。

●河川の水質における環境管理基準（BOD）の達成状況



(6) 基本方針6 うるおい豊かな環境づくり

達成目標1：市内で利用できる公園・緑地が増える！

達成目標2：誰もが快適で心地よいと感じる場所が増える！

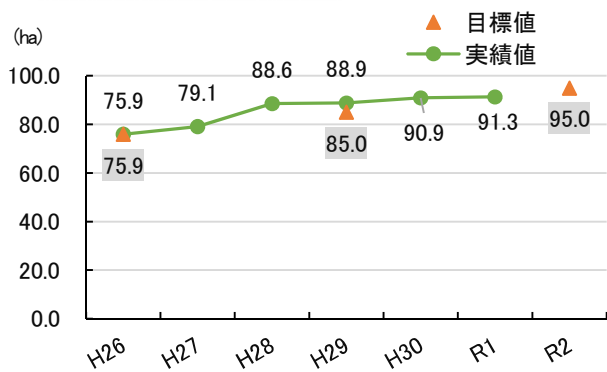
成果

- 公園・緑地面積は増加し、ハード面の整備が進みました。
- 過去に不法投棄が発生した場所の重点的なパトロールにより、不法投棄が減少しました。

課題

- 公園等のハード面の維持管理やさらなる利活用が必要です。
- 「市内および居住地周辺の景観に好感が持てる」と感じる市民の割合は増加傾向ですが、目標値には達していません。
- うるおいと広がりのある自然景観や、暮らしの中で育まれた歴史文化景観の保全と活用、賑わいと心地よさを感じる都市景観の創出を目指した取り組みを進める必要があります。

●公園・緑地面積



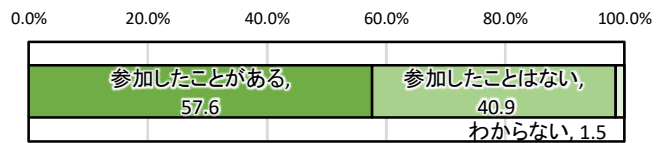
3. アンケート調査・ヒアリング調査結果

第3次草津市環境基本計画の策定に当たって、滋賀県や草津市で近年実施されたアンケート調査結果の収集と、市内の事業所を対象にしたヒアリング調査を実施しました。

(1) 基本方針1 環境学習社会づくり

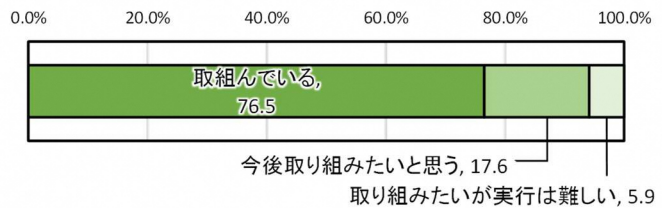
- ① 「びわ湖の日」の一斉清掃活動について、40.9%が活動について知っているが参加したことはないとしています。
- 学習を行動につなげていく必要があります。

●びわ湖の日を知っている人の一斉清掃活動の参加経験
(出典：県政モニター「びわ湖の日」(R1))



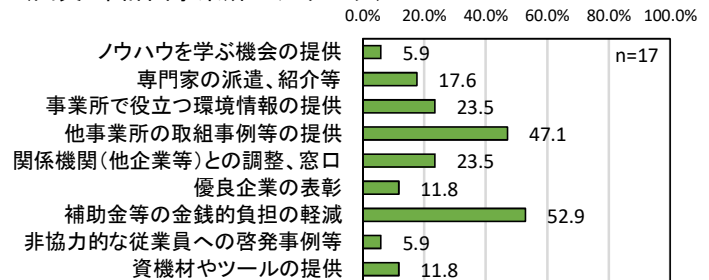
- ② 市民の環境学習への貢献について、ほとんどの事業所が前向きな意向を示しています。
- そのうちの23.4%が実行には至っていません。
 - 各主体による環境行動を支援する、または取組を実現していける仕組みを整える必要があります。

●地域と連携した社会貢献活動への取組状況
(出典：本計画事業所ヒアリング)



- ③ 事業所向けの環境関連の情報や、他事業所の取組事例など関連情報の提供が望まれています。
- 関係機関(NPO、他企業)との調整、窓口としての役割が、行政に望まれています。

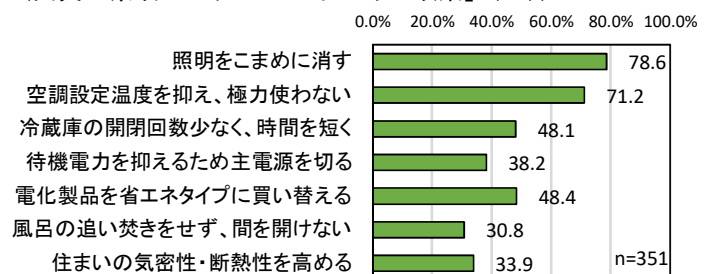
●行政に望む支援について
(出典：本計画事業所ヒアリング)



(2) 基本方針2 低炭素社会への転換

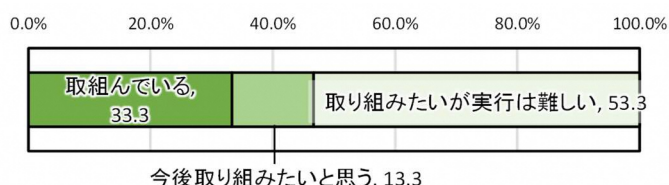
- ① 省エネルギー・節電への心がけについて、容易にできる省エネ活動のうち、照明や空調については一定の取り組みがうかがえます。
- 右表のように、エネルギー消費の小さいライフスタイルについてさらに啓発していく必要があります。

●省エネルギー活動の取組状況
(出典：県政モニター「エネルギー政策」(R1))



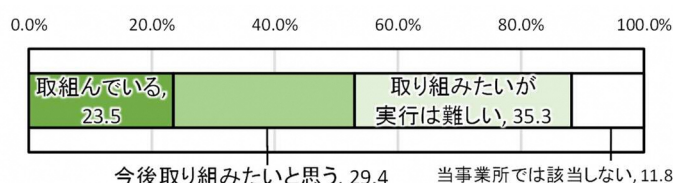
- ②・太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用について、多くの事業所が取り組む意向を示しています。
- ・53.3%の事業所が再生可能エネルギー導入の費用面や、借地への導入が困難といった課題があり、実行は難しいとされています。
- ・各事業所が可能な範囲で取り組める省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利用を促進していく必要があります。

●再生可能エネルギーの利用状況
(出典：本計画事業所ヒアリング)



- ③・地球温暖化の影響を軽減・回避するための対策について、88.2%の事業所が取り組む意向を示しています。
- ・具体的に適応策として何に取り組めば良いかわからないといった意見があり、実際に取り組んでいる事業所は 23.5%に留まっています。
- ・気候変動の影響による被害の回避、軽減対策（適応策）を普及させ、実施されるよう推進していく必要があります。

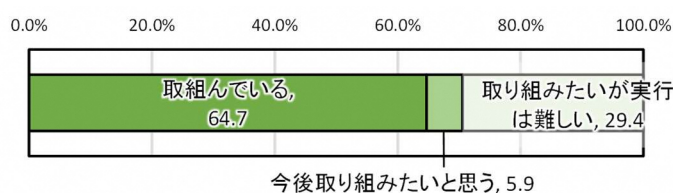
●適応策の取組状況
(出典：本計画事業所ヒアリング)



(3)基本方針3 資源循環型社会の構築

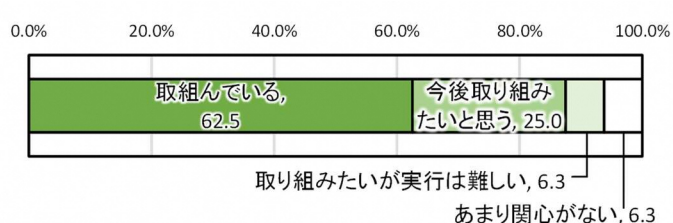
- ①・3R（ごみの発生抑制、再利用、資源化）の実践について、具体的に何に取り組めば良いかわからないといった意見があり、未だ 29.4%は実行が難しいとしています。
- ・ごみの発生抑制・資源化について、さらに推進を図る必要があります。

●3Rの実践状況（出典：本計画事業所ヒアリング）



- ②・節水など適切な水利用について、62.5%の事業所が取り組んでいますが、関心がない事業所もみられます。
- ・水の循環利用に関するさらなる啓発が必要です。

●適切な水利用の取組状況
(出典：本計画事業所ヒアリング)



(4)基本方針4 自然とともに生活する環境づくり

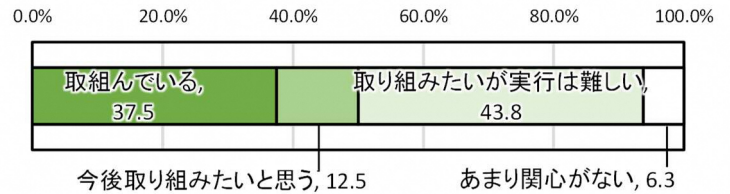
①・生物の保全活動について、56.3%の事業所が取り組む意向を示しています。

・令和元(2019)年の県政モニターによると、生物多様性の保全のために、特に外来生物の影響や自然保護地域の拡大等について重要視されています。

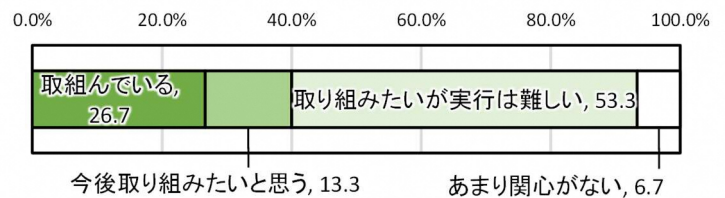
②・本計画事業所ヒアリングによると、植樹活動等のイベントへの参加について、53.3%の事業所が参加意欲を示しています。

・令和元(2019)年の県政モニターによると、県民や事業者が自然環境の保全活動を実施しやすい環境を作ることが求められています。

●生物の保全活動への取組状況
(出典：本計画事業所ヒアリング)



●植樹活動等のイベントへの参加状況
(出典：本計画事業所ヒアリング)

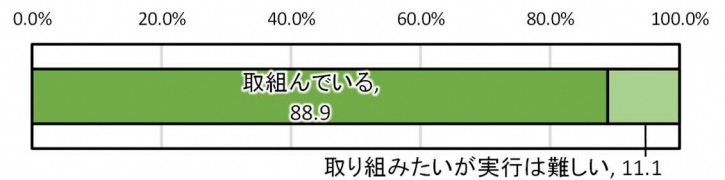


(5)基本方針5 環境汚染・公害への適切な対策

①・水質汚濁や大気汚染等の公害対策について、該当する事業所のほとんどが取り組まれています。

・しかし、未だ取り組めていない事業所もあり、環境汚染等の未然防止に継続して取り組む必要があります。

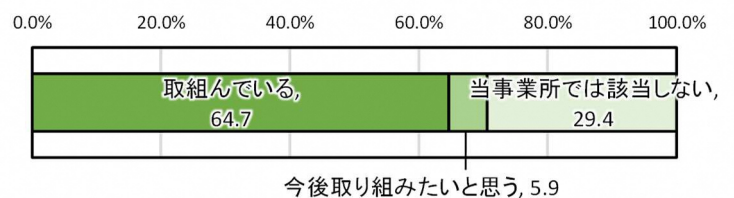
●水質汚濁や大気汚染等の公害対策状況
(出典：本計画事業所ヒアリング)



②・騒音・振動等の近隣への配慮について、5.9%の事業所が立地や費用面の課題があり、取り組みたい意向はあるものの、実施できていない状況です。

・市民の身近な生活環境を保全するため、市民・事業者が自ら行う環境負荷低減の取り組みを支援する必要があります。

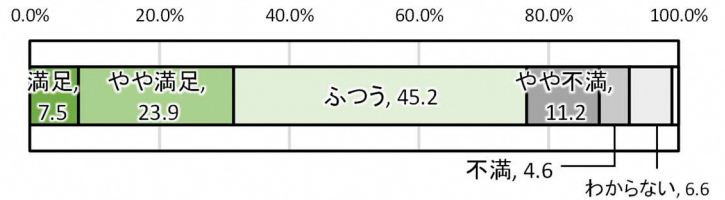
●騒音・振動等の近隣への配慮
(出典：本計画事業所ヒアリング)



(6)基本方針6 うるおい豊かな環境づくり

- ①・水辺や緑地などの環境保全に向けた取組の満足度について、普通という回答が45.2%で最も多く、満足しているのは31.4%となっています。

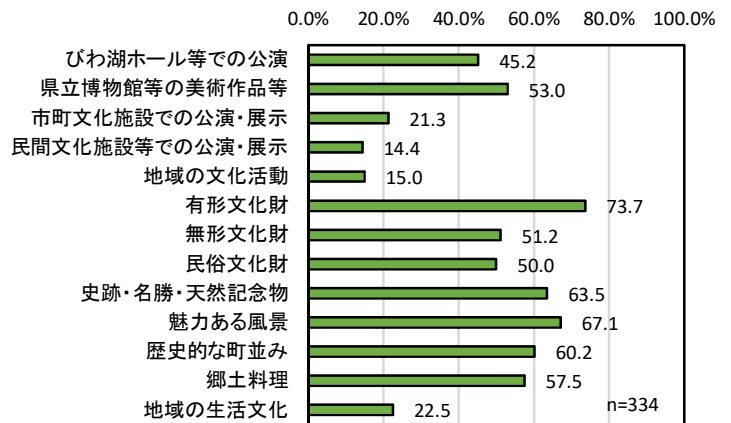
●水辺や緑地などの環境保全に向けた取組の満足度
(出典：第3回草津市都市計画マスタープランアンケート)



- 公園・緑地の整備と景観形成について、今まで以上に積極的に取り組んでいく必要があります。

- ②・滋賀県の文化の中で誇りに思っていることとして、特に歴史や風景についての回答が多くなっています。

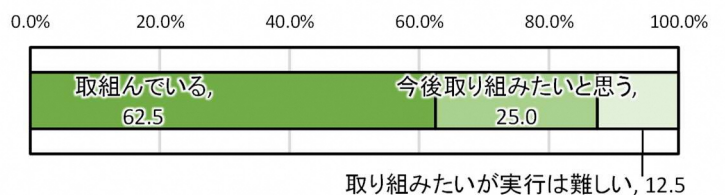
●滋賀県の文化で誇ることができ、発信していくべきもの
(出典：県政モニター (R1))



- 歴史文化資源を適切に保全しながら、その価値や魅力を活用していく必要があります。

- ③・事業所周辺の定期的な環境美化活動にすでに取り組んでいる事業所は62.5%で、取り組み意向のある事業所は37.5%となっています。

●事業所周辺の定期的な環境美化活動の取組状況
(出典：本計画事業所ヒアリング)



- 市民や地域等との協働のもとで、身近な自然やまちの美化に積極的に取り組んでいく必要があります。